

平成 27 年 2 月第 326 回定例会 (第 10 日 3 月 20 日)

公明党・県民会議の伊藤勝正でございます。

会派を代表いたしまして、今期定例会で受理されました請願のうち、

請願第 138 号「中学校 3 年生まで子供の医療費無料化を実施することを求める件」

について、審査を付託された健康福祉常任委員会において考え方は主張したところではありますが、本会議での採決においても我が会派の態度を示すに当たり、その採否について、以下、討論を行います。

子育て世代にとりまして、突発的に起こる子供の病気や怪我による想定外の支出が、家計に与える負担は決して小さくはありません。我が会派としましても、将来は全県において子供に係る医療費は無償化すべきであると考えます。

県では、平成 22 年度に、小学 4 年生から中学 3 年生までの児童・生徒が入院した場合、自己負担の一部を公費負担する「こども医療費助成事業」を創設し、その後、通院についても対象を拡大いたしました。また、低所得者の方々には、通院が一月に 3 回以上、入院が連続して 4 ヶ月目以降は、一部負担金は徴収しない負担軽減の配慮を行っております。

同事業は、子育て世代が安心して子供を育てられる環境づくりに大きな役割を果たしているものと考えます。

一方で、独自措置によって無償化を実施している市町があり、自己負担にばらつきが生じているため、県において無料化を実施して欲しいという声があることは、会派としても十分認識しているところであります。

しかしながら、受益と負担のバランスを確保し、福祉医療制度を将来にわたって継続して安定したものにするためには自己負担は、必要であることから、無料化については、引き続き検討を重ねていくべきとも考えます。

よって、県において、中学校 3 年生までの子供の医療費無料化の実施を求める本請願については、今後更に議論を深める必要があると考え、常任委員会での審査においては結論を出さないことを主張致しました。

現在、県の制度は、全ての市町が実施できる共通の基盤として実施しているものであり、まずは県と市町が連携して、市町が無料化を実施しやすい環境を整備していくことが第一と考えます。

併せて、本県の厳しい財政状況を考えますと、福祉医療制度を一過性ではない持続可能な制度とするためには、今後、本県財政が好転する中で、無料化に向けて速やかに検討を進めていくべきであり、現段階での無料化は現実的に困難であると考えます。

よって、県における無料化の実施を求める本請願には賛同できず、不採択とせざるを得ません。

以上、議員各位のご賛同を期待し、私の討論を終わります。ご清聴有難うございました。